平成２２年（フ）第１８５号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1882番地　井野アパート６号
債務者　栗田　佳愛（旧姓室田）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１８６号
群馬県渋川市伊香保町伊香保273番地１　轟ホテル第３社宅201号
債務者　高畠　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
群馬県前橋市朝日町３―12―３、住民票上の住所群馬県前橋市山王町１丁目23番地30　ミキパレス205号
債務者　青木　智子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
群馬県佐波郡玉村町大字福島171番地２
債務者　小野田政司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
群馬県佐波郡玉村町大字福島171番地２
債務者　小野田禮子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
千葉県松戸市幸田５丁目11番地　レオパレス落合第１―106号、申立時の住所群馬県佐波郡玉村町大字福島171番地２
債務者　小野田雅樹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９３号
群馬県前橋市茂木町39番地９　ラビットハウス201号
債務者　堤　　末雄
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２０１号
群馬県前橋市朝日町４丁目２番17号
債務者　荒木慎太郎
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２０４号
群馬県前橋市南町３丁目50番地２　プラザアン５―Ｂ号
債務者　中野　信子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２０９号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町2113番地１　エステートピアトラヤ202号
債務者　石川　英一
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１０号
群馬県伊勢崎市三光町16番21号　セシーズ伊勢崎903
債務者　中島　秀之
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
群馬県伊勢崎市中央町30番６号
債務者　五十嵐素代
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１８号
群馬県渋川市石原1222番地１　ぱすてるモーニングＢ棟102
債務者　冨澤富士子（旧姓古井）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2040番地16
債務者　三木　吉明
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字箱島185番地２
債務者　田中　雅志
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２８号
群馬県前橋市富士見町赤城山1194番地19
債務者　佐藤　絹枝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
群馬県伊勢崎市境三ツ木250番地19
債務者　大木　俊一
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所